

原子燃料工業株式会社熊取事業所
加工事業変更許可申請の概要について

平成19年2月
経済産業省
原子力安全・保安院

目 次

I	申請の概要	
1.	名称及び住所並びに代表者の氏名	1
2.	変更に係る事業所の名称及び所在地	1
3.	申請年月日	1
4.	申請内容	1
5.	工期	1
6.	工事に要する資金の調達計画	1
II	変更の内容	2

I 申請の概要

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 原子燃料工業株式会社
住 所 東京都港区三田三丁目14番10号
代表者氏名 取締役社長 岩田 善輔

2. 変更に係る事業所の名称及び所在地

名 称 原子燃料工業株式会社 熊取事業所
所 在 地 大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目950

3. 申請年月日

平成18年10月31日（平成19年1月19日付け一部補正）

4. 申請内容

II 変更の内容のとおり

5. 工期

項 目	年	平成19年（2007年）						平成20年（2008年）						平成21年				
	月	2	4	6	8	10	12	2	4	6	8	10	12	2	4	6		
1. 成形施設				—————														
2. 貯蔵施設				—————														
3. 廃棄施設				—————														

6. 工事に要する資金の調達計画

本変更の工事に要する資金は自己資金を用いる。

II 主な変更の内容

1. 廃棄施設の変更

放射性固体廃棄物の保管廃棄能力を増強するため、第1加工棟の第1-1部品加工室、第1-2部品加工室及び第1事務室の一部を廃棄物貯蔵室に変更し、第4-8廃棄物貯蔵室及び第4-9廃棄物貯蔵室とする。また、同棟の既設の第4-3廃棄物貯蔵室、第4-5廃棄物貯蔵室及び第4-6廃棄物貯蔵施設の保管廃棄能力を変更する。

主要な設備の名称	保管廃棄能力 (200Lドラム缶換算)	
	変更前	変更後
第1加工棟	約2,000本	約6,020本
第4-1廃棄物貯蔵室	約900本	約900本
第4-2廃棄物貯蔵室	約20本	約20本
第4-3廃棄物貯蔵室	約40本	約80本
第4-4廃棄物貯蔵室	約40本	約40本
第4-5廃棄物貯蔵室	約900本	約1,270本
第4-6廃棄物貯蔵室	約20本	約30本
第4-7廃棄物貯蔵室	約80本	約80本
第4-8廃棄物貯蔵室	—	約2,040本
第4-9廃棄物貯蔵室	—	約1,560本
第1廃棄物貯蔵棟	約1,750本	約1,750本
第3廃棄物貯蔵棟	約3,400本	約3,400本

: 変更対象

2. 貯蔵施設の変更

燃料集合体保管設備の新設等により、第1加工棟及び第2加工棟における燃料集合体の最大貯蔵能力を変更する。本変更により燃料集合体の最大貯蔵能力は、第1加工棟で17.2ton-U、第2加工棟で184.5ton-Uとなる。

3. 加工の方法の変更

スクラップの形態に二酸化ウランペレットを追加し、乾燥工程及び焙焼工程及びそれらを迂回する工程を明確にする。また、酸化ウランからなるスクラップを均質化混合する工程を追加する。

二酸化ウランペレットを被覆管に挿入した後の乾燥を迂回する工程を追加する。

製造工程において発生した不適合品の取扱い工程を明確にする。

表 1 最大貯蔵能力の変更内容

変更前

施設	設備及び機器の種類	最大貯蔵能力		貯蔵対象	
		加工施設	建屋		室
第1加工棟	第1-1 貯蔵容器・ 集合体 保管室	192.7 ton-U	17.1 ton-U	17.1 ton-U	NFI-II型9個以下 又は NFI-V型18個以下
			11.4 ton-U (注2)		NFI-II型11個以下 又は NFI-V型11個以下 NFI-II型1個以下 又は NFI-V型1個以下
第2加工棟	第2-2 燃料集合体 保管設備	201.7 ton-U	175.6 ton-U (注1)	14.2 ton-U	NFI-II型5個以下 又は NFI-V型15個以下
				149 ton-U (注1)	燃料集合体
	第2-1 燃料集合体 保管設備		1	燃料集合体	
			1 ton-U (注2)	燃料集合体	

注1 再生濃縮ウラン30ton-Uを含む。

注2 再生濃縮ウランを全量貯蔵することを含む。

変更後

施設	設備及び機器の種類	最大貯蔵能力		貯蔵対象	
		加工施設	建屋		室
第1加工棟	第1-1 燃料集合体 保管設備	201.7 ton-U	17.2 ton-U	17.2 ton-U	輸送物 18個以下 (注3)
			15.3 ton-U (注2)		輸送物 11個以下 (注3)
第2加工棟	第2-3 燃料集合体 保管設備	201.7 ton-U	184.5 ton-U (注1)	19.2 ton-U	輸送物 10個以下 (注3)
				19.2 ton-U	輸送物 10個以下 (注3)
	第2-1 燃料集合体 保管設備		149 ton-U (注1)	燃料集合体	
			1 ton-U (注2)	燃料集合体	

注1 再生濃縮ウラン30ton-Uを含む。

注2 再生濃縮ウランを全量貯蔵することを含む。

注3 核燃料物質を「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき承認された輸送容器に収納して、又は同告示の技術基準に適合する輸送物として貯蔵する。

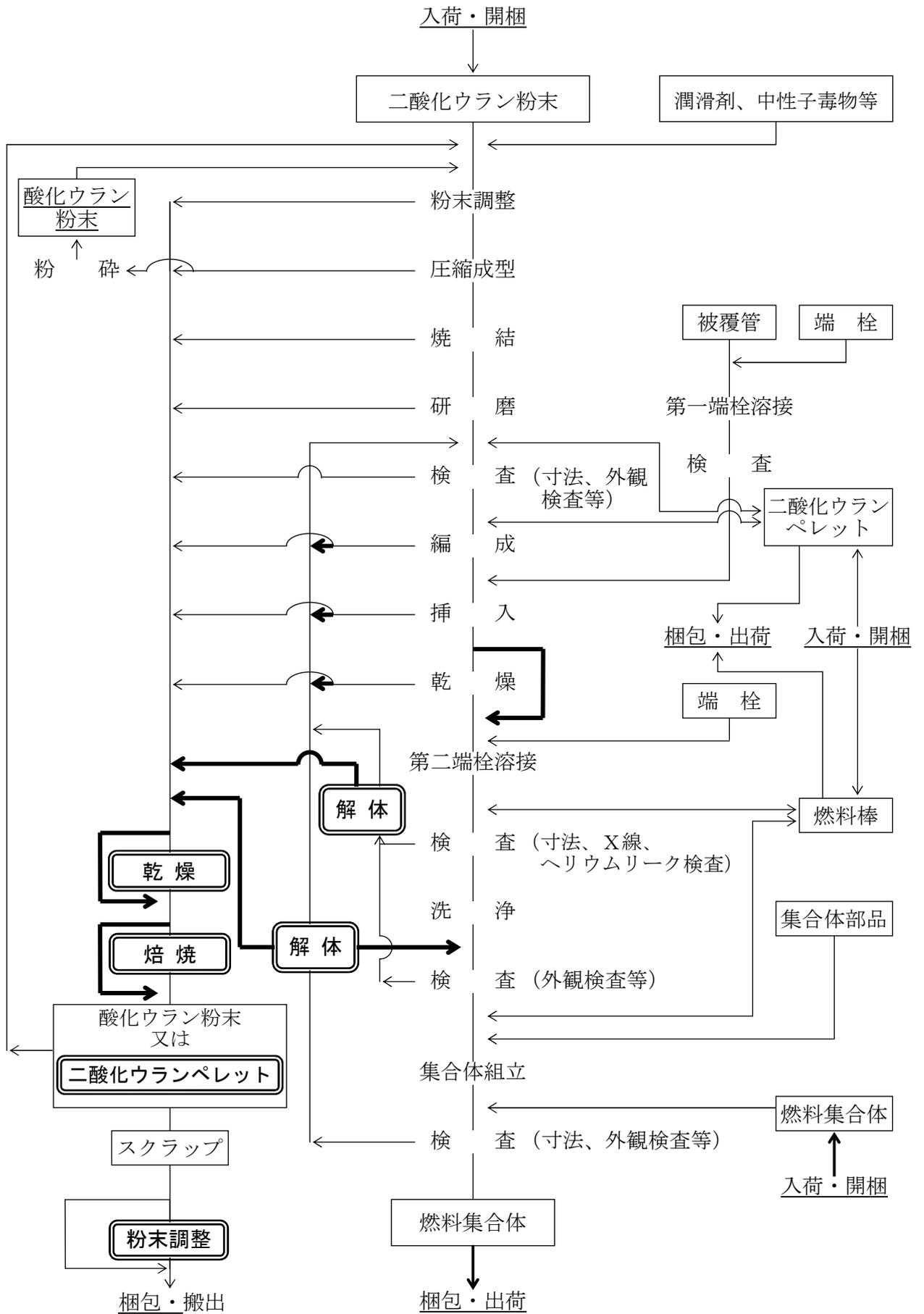


図1 加工工程の変更